

学校におけるフッ化物洗口の円滑な実施に向けて

- 市町村教育委員会・学校の実践から -

北海道教育委員会では、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」(平成21年6月施行)に基づき、児童生徒のむし歯予防のため、学校におけるフッ化物洗口を積極的に推進しています。

フッ化物洗口とは

フッ化物洗口とはフッ化ナトリウムの水溶液でブクブクうがいを行い、むし歯を予防する方法です。第一大臼歯が生え始める前の4歳から開始し、第二大臼歯の生える14歳頃(中学校卒業)まで継続することが効果的です。

実施方法は、週1回法、週2～3回法、週5回法があり、むし歯の予防効果には大きな差は見られませんが、保育所・幼稚園では週2～3回法、及び週5回法が、小・中学校では週1回法が標準的です。

● フッ化物洗口の実施までの標準的な流れ ●

【 提案・関係者の理解 】

相談及び企画提案

集団でむし歯予防をする方法であるフッ化物洗口の導入について、学校歯科医、保健福祉担当課、教育委員会、学校長等と一緒に企画案を練り、合意形成を行います。必要に応じて、地元の歯科医師会や保健所にも協力を求めます。

理解

むし歯の状況や歯・口腔の健康の重要性、むし歯の予防としてのフッ化物洗口のメリット等について、教職員を対象とした勉強会などを開催して、共通理解を図ります。



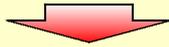
【 保護者の理解と合意 】

理解

保護者を対象に勉強会や説明会を開催し、歯・口腔の健康の大切さ、フッ化物洗口の効果と安全性及び実施方法などについて説明します。質疑応答の時間も十分に確保し、学校での実施について保護者の理解を求めます。この際の講師は、学校歯科医が望ましいですが、歯科医師会や保健所へも依頼できます。

合意

保護者に対して学校でのフッ化物洗口の実施希望調査を行い、実施の同意を確認します。さらに、子どもをフッ化物洗口に参加させるかどうかについても確認します。参加を希望しない子どもには、洗口をする時間帯にフッ化物水溶液ではなく、真水(水道水)を使っとうがいをさせるなどの配慮をすることを説明します。



【 フッ化物洗口の準備など 】

フッ化物洗口を本格的に実施する前に、運営が円滑に行えるように確認します。

学校歯科医と相談し、フッ化物洗口実施の指示を受け、管理方法や洗口手順等を十分に確認します。

子どもが慣れるように、水道水で「ブクブクうがい」の練習を行います。



むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施

教育委員会の実践例

A市教育委員会の取組

市内の一部の小学校でフッ化物洗口を実施していたA市では、市の「健康増進計画」に児童生徒のむし歯予防を目標として位置付け、フッ素化合物を活用したむし歯予防を行うことを取組として掲げ、市内の全小学校でのフッ化物洗口実施を目指しました。

市の保健部局と教育委員会が中心となり、歯の健康づくりに関する市民への積極的な啓発を行うとともに、市内の学校やPTA団体に対して、各学校での実施を働きかけました。

学校では、PTAの役員などを構成員とする学校保健委員会での協議を重ね、実施に向けた取組を推進しました。

市民への啓発

- ・市、地元歯科医師会、保健所の共催による「歯の健康を考えるシンポジウム」(講演・パネルディスカッション)を開催しました。

学校保健委員会の開催

- ・PTAの役員の意向を踏まえ、学校での実施を検討するため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、各学年の保護者の代表、教職員等から組織される学校保健委員会で、当該校におけるフッ化物洗口の実施について協議しました。

保護者説明会、教職員研修会の開催

- ・保護者や教職員を対象としたフッ化物洗口についての研修会を開催しました。
- ・地元の歯科医師会の協力の下、フッ化物洗口に詳しい歯科医師が講師となり、具体的な効果や実施方法等の説明を行い、正しい知識を得るとともに、疑問点や不安な点などについての質疑応答をとおして理解を深めました。

B市教育委員会の取組

市内の保育所、幼稚園でフッ化物洗口を実施していたB市教育委員会では、アンケート調査により保護者の意向を把握し、小学校での実施に向けた取組を推進しました。

アンケート調査の実施

- ・既にフッ化物洗口を実施していた市内の保育所、幼稚園の保護者を対象として、小学校におけるフッ化物洗口の実施希望等に関するアンケート調査を実施しました。

【アンケート内容】(一部抜粋)

- ・保育園、幼稚園で実施しているフッ化物洗口を小学校でも実施した場合、希望しますか？
- ・既に小学校に兄弟姉妹がいる方に伺います。フッ化物洗口を今現在実施しているお子様以外の兄弟姉妹にも実施してほしいですか？

幼稚園への視察

- ・小学校の管理職や養護教諭等で、市内の幼稚園を訪問し、実際の洗口の様子を視察するとともに、幼稚園の職員から洗口の実施にかかわる説明を受けました。

教職員研修会の開催

- ・保護者の意向を踏まえ、小学校での実施のため、保健所の職員を講師に招へいし、教職員を対象としたフッ化物洗口についての学習会を開催しました。専門家からの説明により、正しい知識を得るとともに、疑問点や不安な点などについての質疑応答をとおして理解を深めました。



C 町教育委員会の取組

H管内で初めて、フッ化物洗口の対象となる町内すべての幼児、児童、生徒への実施を検討していたC町教育委員会では、教職員や保護者の理解を得るため、町内の認定子ども園、保育所、小学校、中学校の教職員、保護者、町の保健師等をメンバーとする「フッ化物洗口検討プロジェクトチーム」を設置し、関係者の理解を得ながら、実施に向けた取組を推進しました。

フッ化物洗口検討プロジェクトチームの設置

- ・町内の認定子ども園、保育所、小学校、中学校での実施を検討するため、「検討プロジェクトチーム」を設置しました。

【メンバー】

各施設・学校の園長、教頭、養護教諭、保護者の代表、町の保健師
教育委員会の職員

学習会の開催

- ・道保健福祉部や道教委の職員を講師に招へいし、フッ化物洗口についての学習会を開催しました。専門家からの説明により、正しい知識を得るとともに、疑問点や不安な点などについて質問し、理解を深めました。

フッ化物洗口を実施している学校の視察

- ・「検討プロジェクトチーム」のメンバーで、フッ化物洗口を実施している他管内の学校を視察しました。

【視察内容】

- ・フッ化物洗口の実施場面の見学（学級見学）
- ・見学先の学校の養護教諭からの実施にかかわる説明
- ・見学先の学校の校長、教頭、養護教諭との懇談
- ・保健室内での準備等の見学 など



教職員研修会の開催

- ・道保健福祉部や道教委の職員を講師に招へいし、町内の全教職員を対象としたフッ化物洗口に関する研修会（体験を含む）を開催しました。説明や質疑応答をとおして、フッ化物洗口に関する疑問点や学校で実施する場合の留意点等についての教職員の理解の促進を図りました。

保護者説明会の開催

- ・保護者を対象としたフッ化物洗口の実施に向けた説明会を開催し、フッ化物洗口に関する説明、体験を実施し、保護者の理解の促進を図りました。



学校の実践例

D市立D小学校（学級数：12学級 児童数：591人）

【実施方法】

- ・ 洗口液は週の初めに、学校薬剤師が学校に搬入し、保健室で養護教諭が洗口の前日に学級ごとに分注ポンプに分けています。
- ・ 週に1回、4～6年生は木曜日、1～3年生は水曜日の始業時（読書の時間が始まる前）に学級担任の指導の下、教室で実施します。
- ・ 洗口液の入った分注ポンプは、日直の児童が保健室で受取り、終了後、保健室に戻します。
- ・ 中・高学年では、係の児童が分注ポンプから一人ひとりの児童のコップへ洗口液を注ぐ仕事も担当します。
- ・ 音楽に合わせて、1分間、ブクブクうがいを行います。
- ・ 紙コップを使用し、吐き出した洗口液はティッシュペーパーで吸い取らせ、そのままゴミとして捨てます。（吐き出した液をバケツに回収したり、水飲み場で捨てたりする必要はありません。）



【留意点】

- ・ フッ化物洗口の実施を希望しない児童に対しては、保護者と相談し、他の児童が洗口している間、教室で読書をしたり、真水でうがいをしたりするなどの対応をしています。

E町立E小学校（学級数：6学級 児童数：113人）

【実施方法】

- ・ 洗口液は毎週、学校薬剤師が学校に搬入し、洗口当日の朝、養護教諭が保健室で学級ごとに分注ポンプに分け、それぞれの専用カゴにセットし、職員室に置いています。
- ・ 洗口液の入った分注ポンプは、担任が職員室から学級へ運び、終了後、職員室に戻します。
- ・ 週に1回、水曜日の給食終了後の清掃の時間（15分間）に、学級担任の指導の下、全校一斉に教室で実施します。この日の清掃は「ゴミ拾い程度」としています。
- ・ 洗口液は、低学年は学級担任が、高学年は係の児童が分注ポンプから一人ひとりの児童のコップへ注ぎます。
- ・ 紙コップを使用し、吐き出した洗口液はティッシュペーパーで吸い取らせ、ゴミ袋に回収し、そのままゴミとして捨てます。



【留意点】

- ・ 20人弱の学級で、準備（洗口液を各人のコップに注ぐ）から、1分間の洗口、洗口終了後の片付けまでの時間は、初回練習時に、低学年（学級担任がすべて準備）では約6分、高学年（児童が準備）では約7分でした。

F 市立 F 小学校（学級数：6 学級 児童数：138 人）

【実施方法】

- ・ 洗口液は月に 1 回、学校薬剤師が学校に搬入し、保健室で養護教諭が鍵付きの専用冷蔵庫に保管し、洗口前日に学級ごとに分注ポンプに分けています。
- ・ 毎週火曜日、給食終了後、学級担任の指導の下、全校一斉に教室で実施します。
- ・ 洗口液の入った分注ポンプは、係の児童が保健室で受取り、終了後、保健室に戻します。
- ・ 各自が用意したコップ（マイコップ）を使用し、コップに吐き出した洗口液は学級ごとにバケツに回収し、係の児童が手洗い場に廃棄します。
- ・ マイコップは学年毎に指定された手洗い場等で、終了後、各自が洗います。



【留意点】

- ・ フッ化物洗口の実施を希望しない児童は、真水でうがいをします。
- ・ 年度途中であっても保護者の希望があればフッ化物洗口に参加できるようにしています。

G 市立 G 小学校（学級数：10 学級 児童数：225 人）

【実施方法】

- ・ 洗口液は、洗口の前日に学校歯科医が学校に搬入し、保健室で養護教諭、教頭または教務主任が学級ごとに分注ポンプに分けています。
- ・ 洗口液の入った分注ポンプは、担任が職員室から学級へ運び、終了後、職員室に戻します。
- ・ 毎週水曜日、朝の会の時間に学級担任の指導の下、全校一斉に教室で実施します。
- ・ 洗口液は、学級担任が分注ポンプから一人ひとりの児童のコップへ注ぎます。
- ・ 紙コップを使用し、吐き出した洗口液はティッシュペーパーで吸い取らせ、ゴミ袋に回収し、そのままゴミとして捨てます。
- ・ 分注ポンプなど容器の洗浄や消毒は、養護教諭、教頭または教務主任が担当しています。

【留意点】

- ・ フッ化物洗口の実施に当たっての児童への説明を、むし歯予防のための保健指導と合わせて 1・2 年生、3・4 年生、5・6 年生に分けて、学校歯科医が行っています。

H 市立 H 小学校（学級数：13 学級 児童数：252 人）

【実施方法】

- ・ 1 回分に計量されたフッ化ナトリウム試薬を養護教諭が洗口前日に保健室で水に溶かし、学級ごとに分注ポンプに分け、職員室の冷蔵庫に保管しています。
- ・ 洗口液の入った分注ポンプは、担任が職員室から学級へ運び、終了後、残った洗口液を手洗い場に廃棄した後、廊下に出しておき、担任以外の教員が回収し保健室に戻します。
- ・ 毎週木曜日、朝の会の時間に学級担任の指導の下、全校一斉に教室で実施します。
- ・ 洗口液は、学級担任が分注ポンプから一人ひとりの児童のコップへ注ぎます。
- ・ 各自が用意したコップ（マイコップ）を使用し、吐き出した洗口液は各自が手洗い場に捨て、コップを洗います。

【留意点】

- ・ フッ化物洗口を初めて実施する際には、養護教諭の指導の下で行いました。
- ・ 新しく着任した教員には、事前に打合せを行い、実施法等についての理解を図っています。

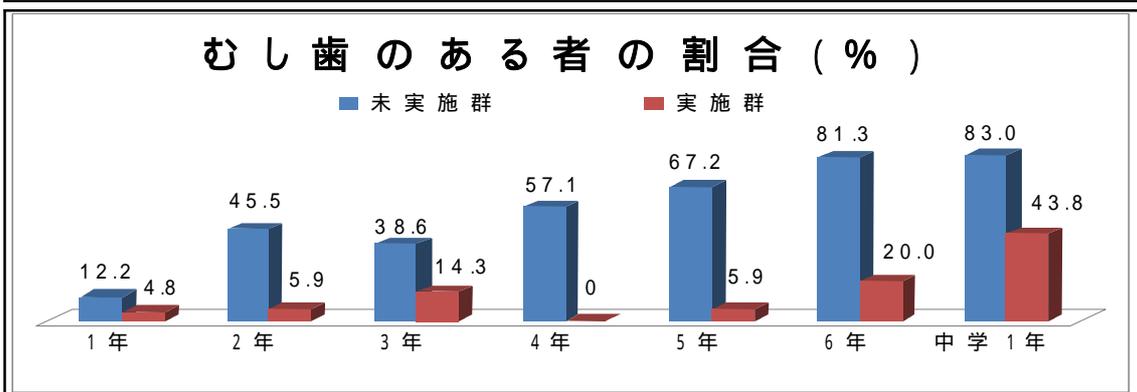
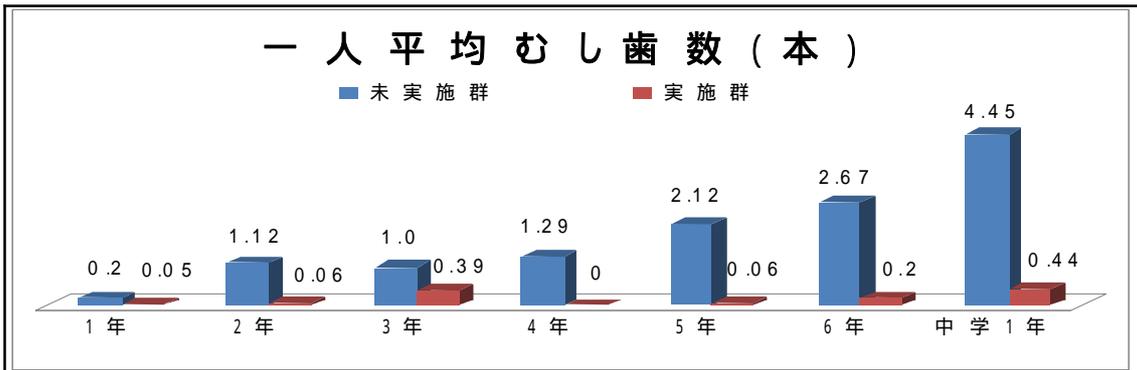


フッ化物洗口の有効性

北海道内C町のデータから

北海道のC町は、昭和62年から保育所及び小学校でフッ化物洗口を実施してきたA町と、未実施のB町が合併した町です。合併後も旧A町地区の保育所と小学校でのみフッ化物洗口が行われてきました。

下のグラフは、平成23年度のC町のフッ化物洗口実施群と未実施群の小学1年生から中学1年生について、学年別に「一人平均むし歯数」、「むし歯のある者の割合」を比較したものです。実施群では未実施群と比べむし歯の本数、むし歯のある者の割合がともに少ないことが分かります。



佐賀県のデータから

佐賀県では、平成11年から保育所、幼稚園におけるフッ化物洗口普及事業を開始し、平成14年からは、小学校にも拡大しました。

平成22年度には県内の小学校の98.3%がフッ化物洗口を実施しています。

右のグラフは、佐賀県におけるフッ化物洗口実施率と12歳児(中学1年生)の一人平均むし歯数の推移を表したものです。フッ化物洗口の実施率の増加に伴い、一人平均むし歯数が減少していることが分かります。

